

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (地域医療課)	1
○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課)	1
○土地改良区の役員の就任の届出..... (農業施設管理課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○森林法による通知に代える公示 (2件) (治山課)	4
○景観計画の変更..... (都市計画課)	4
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正について (調達課)	4
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	4
道立漁業研修所告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	5
○特定調達契約に係る入札の公告.....	5
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)	6
告 示	
北海道告示第237号	
昭和62年北海道告示第1770号 (救急病院及び救急診療所の認定) の一部を次のように改正する。	
平成29年4月4日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

札幌市の項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項及び医療法人五輪橋整形外科病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

小樽市の項医療法人社団島田脳神経外科の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

帯広市の項社会医療法人北斗北斗病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

北見市の項中

「社会医療法人明生会道東脳神 北見市美山町東2丁目68番地 平成30. 9.30
経外科病院 9 」を

「社会医療法人明生会道東脳神 北見市美山町東2丁目68番地 平成30. 9.30
経外科病院 9 に改める。

オホーツク勤医協北見病院 北見市常盤町5丁目7番地5 平成32. 3.31」

岩見沢市の項岩見沢市立栗沢病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

網走市の項中

「医療法人社団朗愛会こが病院 網走市字潮見153番地1 平成30. 9.30」を

「医療法人社団朗愛会こが病院 網走市字潮見153番地1 平成30. 9.30
医療法人社団網走中央病院 網走市南6条東1丁目7番地 平成32. 3.31」に改める。

留萌市の項社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニックの事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

滝川市の項医療法人翔陽会滝川脳神経外科病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

岩内町の項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

むかわ町の項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

音更町の項医療法人社団翔嶺館音更宏明館病院の事項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

中標津町の項中「平成29. 3.31」を「平成32. 3.31」に改める。

北海道告示第238号

平成11年北海道告示第814号 (と畜場番号の指定) の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 岩見沢保健所の項中「岩見沢保健所」を「岩見沢食肉衛生検査所」に、「岩見沢市精肉センター」を「道央食肉センター株式会社」に、「岩見沢市」を「道央食肉センター株式

会社」に改める。

- 2 富良野保健所の項中「富良野保健所」を「富良野食肉衛生検査所」に改める。

北海道告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、知内土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成29. 3.23 理 事 松 崎 三喜彦 上磯郡知内町字上雷25番地

北海道告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成29. 3.22 秩父別土地改良区
同 29. 3.24 オロロン土地改良区

北海道告示第241号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油 J I S 1種2号 709,000リットル
(2) 軽油 J I S 2号 894,000リットル
(3) 潤滑油

ア シェルリムラF B 30又は同等品 19,000リットル
イ シェルガデニヤ40又は同等品 13,000リットル

- 2 落札を決定した日

平成29年3月17日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 河辺石油株式会社
(2) 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号

- 4 落札金額

(1) 77.0円
(2) 87.4円
(3)ア 440.0円
イ 420.0円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成29年1月27日付け北海道告示第57号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ809（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年4月4日

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町9の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年4月4日

- 1 指定施業要件変更予定保安林 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第245号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年4月4日

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
- 北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栗山町・北竜町・本別町・浦幌町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所の掲示場に掲示した。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第176号
- 2 所在が不明な者 小泉 小次郎

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を壮瞥町役場の掲示場に掲示した。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第190号
- 2 所在が不明な者 南 幸彦

北海道告示第248号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を、次のとおり変更した。

その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 変更箇所 別図 北海道景観計画区域図
- 2 変 更 日 平成29年4月1日

北海道告示第249号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項一般社団法人北海道警友会の事項中「北海道警友会留萌支部沼田」を「北海道警友会旭川中央支部沼田」に改める。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第52号

次のとおり随時契約の相手方を決定した。

平成29年4月4日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 複写機の賃貸借契約（渡島地区水産技術普及指導所、松前支所、渡島北部地区水産技術普及指導所3台分） 一式
 - (2) 調達予定数量 年間18,000枚
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月23日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社近藤商会
 - (2) 住 所 北海道函館市西桔梗町589番地
- 4 随意契約に係る契約金額

基本料金	一式	0円
複写金額	1枚から1,000枚まで1枚当たり	3.7円
	1,001枚から2,000枚まで1枚当たり	3.7円
	2,001枚以上1枚当たり	3.7円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局産業振興部水産課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	
道立漁業研修所告示	
北海道立漁業研修所告示第11号	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	
平成29年4月4日	
北海道立漁業研修所長 黒島光博	
1 資格及び調達をする特定役務の種類	
平成29年度において北海道立漁業研修所が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約	平成29年4月4日に一般競争入札の公告を行う漁業研修所実習船建造工事契約
(2) 資 格	漁業研修所実習船建造工事に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特定役務の種類	実習船建造
2 資 格 要 件	
平成16年北海道告示第447号の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。	
入札の日から過去10年間に於いて、当該建造工事と同種・同規模以上の漁船の建造又は同種・同規模以上の官公庁船（国又は地方公共団体の漁業の取締り、漁業に関する試験、調査、指導又は練習を目的とした船舶）の修理実績（船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく定期又は中間の検査を含むものに限る。）を有する者であること。なお、同種・同規模以上とは、「船舶の総トン数の測度に関する法律」に基づき測度した船体の長さ（測度長）が14m以上のFRP製の漁船をいう。	
3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法	
(1) 申請の時期	資格審査の申請は、平成29年4月4日（火）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法	資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道立漁業研修所のホームページ（ http://www.host.or.jp/net/gyoken ）においてダウンロードすることができる。
(3) 申請の方法	資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失	平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
5 資格に関する事務を担当する組織	
(1) 名 称	北海道立漁業研修所総務研修課
(2) 所 在 地	郵便番号 041-1404 茅部郡鹿部町字本別540番地
(3) 電 話 番 号	01372-7-5111
北海道立漁業研修所告示第12号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	
平成29年4月4日	
北海道立漁業研修所長 黒島光博	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量	漁業研修所実習船建造工事 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等	入札説明書による。
(3) 納入期日	平成29年12月22日
(4) 納入場所	北海道茅部郡鹿部町 鹿部港
2 入札に参加する者に必要な資格	平成29年北海道立漁業研修所告示第11号に規定する資格を有すること。
3 契約条項を示す場所	北海道立漁業研修所総務研修課
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	茅部郡鹿部町字本別540番地 北海道立漁業研修所 2階演習室（送付による場合は、郵便番号 041-1404 茅部郡鹿部町字本別540番地 北海道立漁業研修所総務研修課）
(2) 入札日時	平成29年5月16日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月15日（月）午後5時までに必着）
(3) 開札場所	(1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道立漁業研修所のホームページ (<http://www.host.or.jp/net/gyoken>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道立漁業研修所総務研修課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-1404 茅部郡鹿部町字本別540番地
(3) 電 話 番 号 01372-7-5111

10 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Fisherman Training Vessel 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 16, 2017
(If mailed bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 15, 2017)
C Contact : Fisherman Training Institute, Honbetsu 540, Shikabe, Hokkaido 041-1404 Japan
Phone : 01372-7-5111

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第37号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成29年4月4日

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 灯油（A地区） | 60,400リットル |
| (2) 灯油（B地区） | 84,700リットル |
| (3) 灯油（C地区） | 71,800リットル |
| (4) 灯油（D地区） | 65,300リットル |
| (5) 灯油（E地区） | 87,200リットル |
| (6) 灯油（F地区） | 60,700リットル |
| (7) 灯油（G地区） | 81,700リットル |
| (8) 灯油（H地区） | 68,500リットル |
| (9) 灯油（I地区） | 52,700リットル |
| (10) 灯油（J地区） | 35,900リットル |
| (11) 灯油（K地区） | 29,600リットル |
| (12) 灯油（L地区） | 34,900リットル |

2 落札を決定した日

平成29年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(4)及び(5)
ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (2) 1の(6)、(7)及び(9)から(12)まで
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (3) 1の(3)
ア 氏 名 河辺石油株式会社
イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- (4) 1の(8)
ア 氏 名 三谷石油株式会社
イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号

4 落札金額

- (1) 52.10円
(2) 52.00円
(3) 52.40円
(4) 54.00円
(5) 52.10円

- (6) 52.39円
- (7) 52.39円
- (8) 52.80円
- (9) 52.89円
- (10) 54.89円
- (11) 52.99円
- (12) 52.99円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年4月4日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油（A地区）（J I S 1種1号） 225,000リットル
- (2) A重油（B地区）（J I S 1種1号） 200,000リットル
- (3) A重油（C地区）（J I S 1種2号） 229,000リットル
- (4) A重油（D地区）（J I S 1種2号） 278,000リットル
- (5) A重油（E地区）（J I S 1種2号） 259,000リットル
- (6) A重油（F地区）（J I S 1種2号） 283,000リットル
- (7) A重油（G地区）（J I S 1種2号） 298,000リットル
- (8) A重油（H地区）（J I S 1種2号） 254,000リットル
- (9) A重油（I地区）（J I S 1種2号） 244,000リットル
- (10) A重油（J地区）（J I S 1種2号） 284,000リットル
- (11) A重油（K地区）（J I S 1種2号） 283,000リットル
- (12) A重油（L地区）（J I S 1種2号） 378,000リットル
- (13) A重油（M地区）（J I S 1種2号） 228,000リットル
- (14) A重油（N地区）（J I S 1種2号） 286,000リットル
- (15) A重油（O地区）（J I S 1種2号） 207,000リットル

- (16) A重油（P地区）（J I S 1種2号） 277,000リットル

2 落札を決定した日

平成29年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(4)

ア 氏 名 なかせき商事株式会社

イ 住 所 稚内市中央5丁目2番31号

- (2) 1の(2)、(9)、(11)及び(15)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

- (3) 1の(3)、(5)、(6)、(7)、(12)及び(16)

ア 氏 名 河辺石油株式会社

イ 住 所 小樽市稲穂町2丁目19番8号

- (4) 1の(8)

ア 氏 名 茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

- (5) 1の(10)、(13)及び(14)

ア 氏 名 サンシン油業株式会社

イ 住 所 札幌市西区西町北3丁目3番1号

4 契約単価

- (1) 51.00円
- (2) 50.80円
- (3) 50.40円
- (4) 51.30円
- (5) 51.40円
- (6) 51.80円
- (7) 51.80円
- (8) 51.70円
- (9) 50.20円
- (10) 51.00円
- (11) 51.00円
- (12) 51.60円
- (13) 51.00円
- (14) 51.00円
- (15) 51.30円

(16) 51.40円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

正 誤

○平成29年3月10日（第2866号）

北海道告示第171号（土砂災害警戒区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

34 左 25

誤 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

正 土砂災害警戒区域の箇所番号

34 左 27

誤 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

正 土砂災害警戒区域の表示
